

基本的な感染防止対策に向けたガイドラインの作成等に関する説明会 次第

令和 2 年 5 月 7 日
16:00~
県庁 4 階 大会議室

- 1 あいさつ（知事）
- 2 基本的な感染防止対策に向けたガイドラインの作成等について
- 3 その他

1 富山県の現状①

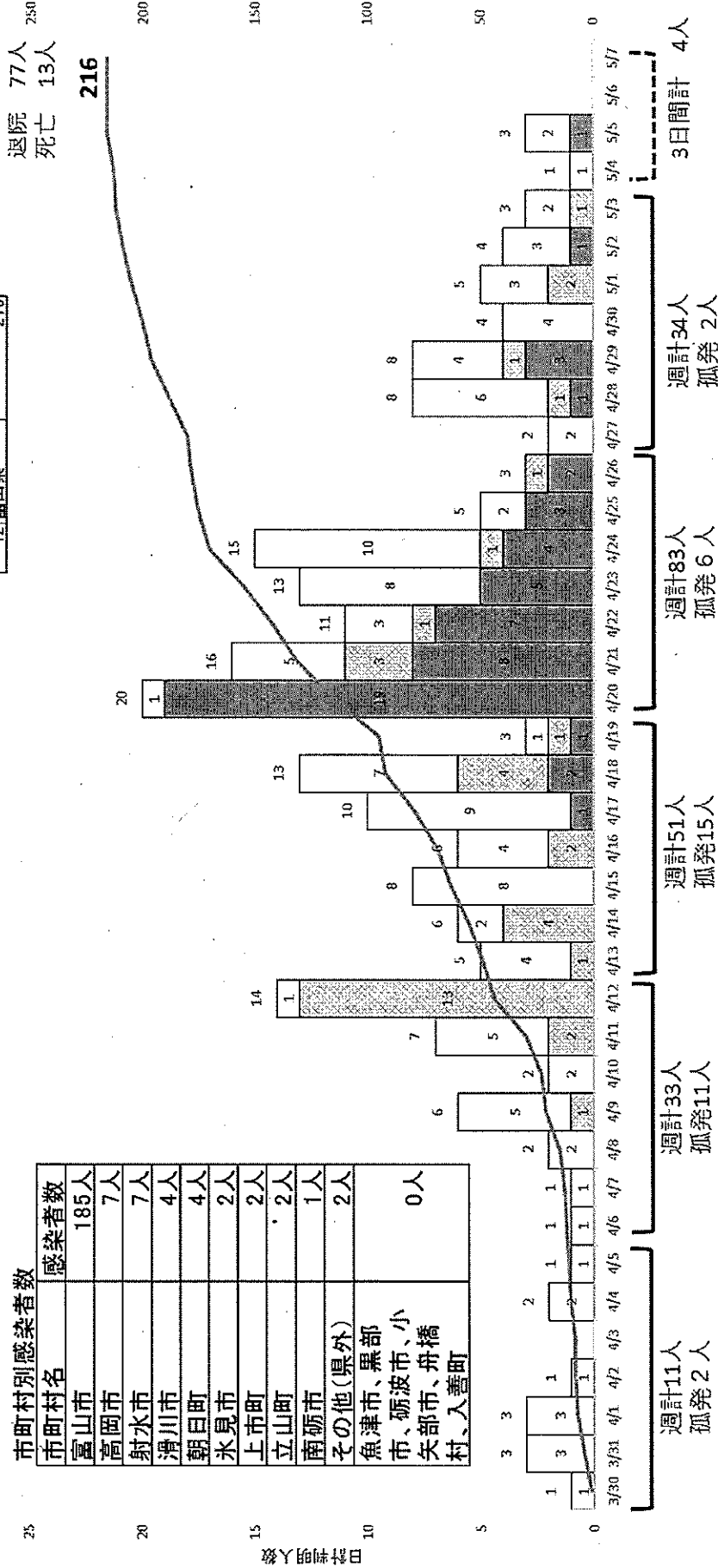
5月7日現在 感染者数 216人

富山県内における新型コロナウイルスPCR陽性判明人数の推移 5月7日 12時時点

市町村別感染者数	感染者数
富山市	185人
高岡市	7人
射水市	7人
滑川市	4人
朝日町	4人
水見市	2人
上市町	2人
立山町	2人
南砺市	1人
その他(県外)	2人
魚津市、黒部市、砺波市、小矢部市、舟橋村、入善町	0人

順位	都道府県名	感染者数(人)
1	東京都	4,727
2	大阪府	1,689
3	神奈川県	1,125
4	埼玉県	901
5	北海道	891
6	千葉県	835
7	兵庫県	673
8	福岡県	650
9	愛知県	498
10	京都府	338
11	石川県	268
12	富山県	216

順位	都道府県名	人口10万人あたりの感染者数(人)
1	東京都	33.90
2	石川県	23.57
3	富山県	20.71



今後、さらに感染者が拡大すれば、県内の医療提供体制は危機的な状況に直面

《食事提供施設への新たな支援策》

- 1 事業名 新型コロナウイルス感染症防止緊急対策事業費
- 2 内 容 感染防止対策として取り組む、飛沫感染防止
アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置、
非接触型自動水栓等の整備等に要する経費
(原則5月7日(木)～5月31日(日)の間に整備されるもの)
- 3 対 象 食事提供施設を営む県内の中小企業・個人事業主
- 4 助成額 定額10万円(事業費12万5千円以上)
- 5 受 付 5月25日(月)～6月15日(月)

富山県民こころをひとつに。

《新型コロナウイルス感染症関連支援施策(1/2)》

① 特別定額給付金

- ・ 給付額：10万円／人
- ・ 問い合わせ先：居住市町村

② 持続化給付金（経済産業省）

- ・ 法人…200万円（最大）
- ・ 個人事業者…100万円（最大）

※対象：ひと月の売上が前年同月比で
50%以上減少している事業者

富山県民こころをひとつに。

《新型コロナウイルス感染症関連支援施策(2/2)》

③ 雇用調整助成金 (労働局)

- ・ 事業主の休業手当負担等の一部を助成
- ・ 助成率の拡充 ※ () は解雇を行わない場合
大企業：1/2→2/3 (3/4)
中小企業：2/3→4/5 (9/10)

国において、一人一日あたり8,330円の上限や助成率のさらなる引き上げを検討中

④ 制度融資 (商労部：新型コロナウイルス感染症対応資金)

新規融資枠1,080億円

- ・ 融資限度額：3,000万円
- ・ 融資利率：1.25%以内

→ 3年間実質無利子

- ・ 全期間無担保・保証料ゼロまたは半額

富山県民こころをひとつに。

新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県緊急事態措置（令和2年5月5日変更）

令和2年4月17日より実施している標記について、5月4日に国が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき期間を延長したことを受け、次のとおり緊急事態措置を実施する期間等を改める。

なお、再度感染の拡大傾向が認められる場合等には、必要に応じて緊急事態措置を見直すものとする。

1 措置を実施する期間

令和2年4月17日（金）から5月31日（日）まで

2 区域

富山県全域

3 実施する措置の内容

(1) 外出の自粛

- ・ 曜日や昼夜を問わず、県内外への不要不急の外出・往来は控えていただきたい。
- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛いただきたい。
- ・ カラオケ・ライブハウス、バー・ナイトクラブなどの繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りは厳に自粛していただきたい。
- ・ 外出する場合には、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染症対策を継続するなど、感染拡大を予防する新しい生活様式を徹底していただきたい。

(2) 催物（イベント等）の開催制限

- ・ クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「3つの密」のある集まりについては、開催を自粛いただきたい。
- ・ 感染防止策を講じた上での比較的少人数（参加する人数が最大でも50名程度）のイベント等については、以下の条件を満たすこととし、リスクの態様に応じて適切に対応いただきたい。
 - ① 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
 - ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

(3) 施設の使用停止の要請等（別紙参照）（実施期間：5月7日～5月31日）

- ・ 特措法第24条第9項等に基づき、別紙1の施設管理者等に対し、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請する。（＝休業要請）

- 別紙2に記載の施設は、「入場者の制限や誘導」、「手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用」等を含め、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどの基本的な感染防止対策の徹底を依頼したうえで、休業などの協力依頼の対象外とする。（ただし、①のうち、床面積の合計が100㎡超～1,000㎡以下の施設については、基本的な感染防止の取組みを準備し、実施することを前提に、5月11日から休業などの協力依頼の対象外とする。）
- 特定の施設等において、人が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等、適切な対応を依頼する。

(4) 職場への出勤等

- 各企業等においては、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、時差出勤、テレビ会議の活用などに加えて、職場においては、感染防止のための取組み（手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保（最低1m、できるだけ2m）、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や、「3つの密」を避ける行動を徹底していただきたい。
- 人が密集しやすいスーパー・ショッピングセンターなどの店舗や職場などにおいて、人と人との距離を開け、接触機会を減らす配慮を最大限講じていただきたい。

(5) その他の協力要請

- 新型コロナウイルス感染症問題に起因するストレスなどが高まらないよう、感染防止対策に留意したうえで屋外の公園等に出かけるなど、心身の健康に留意するとともに、問題がある場合には、心の健康センター等に相談していただきたい。
- 出所不明な不確かな情報などに惑わされることなく、国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通して発出する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨として、冷静に対応していただきたい。
- 患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援していただきたい。

別紙1 特措法第24条第9項等に基づき休業を要請する施設

施設の種類	施設	要請の内容
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	デリヘル	
	アダルトショップ	
	インターネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
	文教施設	
小学校		
中学校		
義務教育学校		
高等学校		
高等専門学校		
中等教育学校		
特別支援学校		
大学・学習塾等(※) 【床面積の合計が1,000㎡超】	大学	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	
運動・遊技施設	体育館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※1 屋外施設は、対象外とする ※2 観客席部分については、対象とする
	屋内・屋外水泳場	
	ボート場	
	スケート場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ練習場(※1)	
	バッティング練習場(※1)	
	陸上競技場(※1、※2)	
	野球場(※1、※2)	
	テニスコート(※1、※2)	
	柔剣道場	
	弓道場(※1)	
	マージャン店	
	パチンコ店	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	

劇場等	劇場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会・展示施設	集会場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
博物館等 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	博物館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※5月10日まで。5月11日以降は、基本的な感染防止対策の徹底を依頼したうえで、休業要請の対象外とする。
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
植物園		
ホテル又は旅館 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設 【床面積の合計が1,000㎡超】	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
美術品販売		
展望室		

別紙2 基本的に休業を要しない施設

① 床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設

※ただし、従来特措法によらず休業など適切な対応について協力を依頼していた床面積の合計が100㎡超～1,000㎡以下の施設については、基本的な感染防止の取組みを準備し、実施することを前提に、5月11日から休業などの協力依頼の対象外とする。

施設の種類	施設	備考
大学・学習塾等(※)	大学	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
体操教室		
博物館等	博物館	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
植物園		
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室(トリミング)	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	
	古物商(質屋を除く)	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
エステサロン		
日焼けサロン		
脱毛サロン		
写真屋・フォトスタジオ		
美術品販売		
展望室		

② 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	施設	備考
医療施設（※）	病院	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※有資格者が治療を行うものに限る
	薬局	
	診療所	
	歯科	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	整体院	
生活必需物資販売店	柔道整復	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場（※）	
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	卸売市場	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	本屋	
	自転車屋	
	自動車販売店、カー用品店	
家電販売店		
園芸用品店		
鞆屋		
家具屋		
花屋		
食事提供施設	飲食店	・基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ・営業時間を午前5時から午後8時までの間とする営業時間短縮の協力を要請（5月10日まで） ・従来夜7時までとすることを要請していた酒類の提供については、5月11日以降、夜8時までとすることを要請（宅配・テイクアウトを除く）
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	居酒屋	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	
	共同住宅	
	寄宿舎	
	下宿	
	カプセルホテル	
	民泊	
	ラブホテル	
ウィークリーマンション		
交通機関等	バス	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	タクシー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等含む）	
	レンタカー	
工場等	工場	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	作業場	

金融機関・官公署等	銀行	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	証券会社	
	保険（代理店）	
	官公署	
	証券取引所	
	（各種）事務所	
	消費者金融	
	ATM	
その他	理美容（理髪店、美容院）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※物価統制令の対象となるもの
	銭湯（公衆浴場）※	
	貸金庫	
	メディア	
	葬儀場・火葬場	
	獣医	
	ランドリー	
	ごみ処理関係	
	質屋	
	郵便局	
	クリーニング店	
	貸衣裳屋	
	不動産屋	
	結婚式場（貸衣裳含む）	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	神社	
	寺院	
	教会	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
ブライダルショップ		
100円ショップ		
販売店		

③ 社会福祉施設等

施設の種類	施設	備考
社会福祉施設等（※）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	必要な保育等を確保した上で基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	放課後児童クラブ（学童保育）	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
その他の社会福祉施設		

※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請

感染拡大予防チェックリスト（事業者及び関係団体向け）

1 リスク評価とリスクに応じた対応

- 提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討している。
- 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定している。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意している。
- 換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを把握している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）
()

2 各業種に共通する留意点

- 感染防止のための入場者を整理している（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む。）。
- 入口及び施設内の手指の消毒設備を設置している。
- マスクを着用している（従業員及び入場者に対する周知）。
- 対人距離を確保している（できるだけ2mを目安）。
- 施設を換気している（2つの窓を同時に開けるなど）。
- 施設を消毒している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）
()

3 症状のある方の入場制限（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけている。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限している。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）
()

4 感染対策の例（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にしている。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒している。

- 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図っている。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図っている。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

()

※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行うこと（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とすること。）。

5 トイレ（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

()

6 休憩スペース（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。
- 休憩スペースは、常時換気することに努めている。
- 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒している。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをしている。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

()

7 ゴミの廃棄（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛っている。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用している。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗っている。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

()

8 清掃・消毒（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃している。

□ その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

（ ）

※通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒すること。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

9 その他（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

□ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討している。

□ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしている。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する。

※このチェックリストを参考に、各業界団体においてガイドラインを作成のうえ、店頭への掲示・HPへ掲載するなどにより、利用者へ感染防止対策を実施していることを周知してください。

休業要請の対象施設

部分が対象

種類	施設	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条		14号十厚労大臣告示 特に必要な施設 1,000㎡以下	富山県の要請	
		全て	1,000㎡超		1,000㎡超	1,000㎡以下～ 100㎡超
1 遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他		○ (11号)	○	5/7～5/31 休業要請	100㎡以下
2 運動・遊技施設	運動施設(体育館、水泳場、ボウリング場等) 遊技施設(パチンコ、マーチャン店、ゲームセンター等)		○ (9号)	○	5/7～5/31 休業要請	
3 劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場		○ (4号)	○	5/7～5/31 休業要請	
4 集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場等		○ (5号・6号)	○	5/7～5/31 休業要請	
5 博物館等	博物館、美術館、図書館、水族館、動物園、植物園等		○ (10号)		基本的な感染防止の取組みを準備し実施することを前提に、5月11日から休業の協力依頼の対象外	従来から協力依頼の対象外
6 文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校等	○ (1号)			(5/7～5/31 休業要請)	
7 大学・学習塾等	大学、専門学校、各種学校、学習塾、英会話教室等		○ (3号・13号)		5/7～5/31 休業要請	基本的な感染防止の取組みを準備し実施することを前提に、5月11日から休業の協力依頼の対象外
8 ホテル又は旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)		○ (8号)		5/7～5/31 休業要請	基本的な感染防止の取組みを準備し実施することを前提に、5月11日から休業の協力依頼の対象外
9 商業施設	百貨店、マート、ケータ、その他の物販店舗(食品、医薬品、衛生用品、燃料その他の生活に欠くことができない物品の売り場を除く)		○ (7号)		5/7～5/31 休業要請	基本的な感染防止の取組みを準備し実施することを前提に、5月11日から休業の協力依頼の対象外
10 食事提供施設	飲食店、菓子店、居酒屋等		規定なし			基本的な感染防止の取組みを準備し実施することを前提に5月11日から営業時間短縮の協力要請の対象外(ただし酒類の提供は夜8時まで)

食事提供施設への新たな支援策**1 事業名**

新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業費

2 事業の概要等**(1) 概要**

食事提供施設が感染防止対策として取り組む、飛沫感染防止アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置、非接触型自動水栓等水回り設備の整備等に要する経費を支援するもの

(2) 助成対象

県内の中小企業または個人事業主が経営する食事提供施設において感染防止対策として、原則5月7日(木)～5月31日(日)の間に整備される設備(事業費12万5千円以上のものに限る。)

(3) 助成額

定額10万円(事業費12万5千円以上)

(4) 助成受付期間

5月25日(月)～6月15日(月)

(5) 予算額(新型コロナウイルス感染症対策予備費を充当)

2億1千万円